

熊本市行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項（平成 25 年熊本市告示第 447 号）新旧対照表

旧	新
熊本市行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成 24 年熊本市規則第 25 号）第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。	熊本市行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成 24 年熊本市規則第 25 号）第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。
1 市町村合併に関する事項	1 市町村合併に関する事項
2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項	2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項	3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項	4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
5 平成 11 年発生不知火海高潮災害、平成 15 年発生県南集中豪雨災害及び平成 24 年発生熊本広域大水害に関する事項	5 平成 11 年発生不知火海高潮災害、平成 15 年発生県南集中豪雨災害及び平成 24 年発生熊本広域大水害に関する事項
6 平成 14 年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成 21 年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項	6 平成 14 年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成 21 年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
7 ハンセン病施策に関する事項	7 ハンセン病施策に関する事項
8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）	8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本市計画」の策定、変更及びその進捗よく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）	9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本市計画」の策定、変更及びその進捗よく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）
10 平成 16 年発生 BSE（牛海綿状脳症）対策、平成 22 年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策、平成 26 年発生鳥インフルエンザ対策及び平成 28 年発生鳥インフルエンザ対策に関する事項	10 平成 16 年発生 BSE（牛海綿状脳症）対策、平成 22 年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策、平成 26 年発生鳥インフルエンザ対策及び平成 28 年発生鳥インフルエンザ対策に関する事項
11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項	11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項
12 平成 28 年熊本地震による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興に関する事項	12 平成 28 年熊本地震による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興に関する事項

13 天下一家の会（第一相互経済研究所及び関係法人）に関する事項
（追加）

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 8 日告示第 450 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 425 号の 3）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日告示第 270 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

13 天下一家の会（第一相互経済研究所及び関係法人）に関する事項
14 平成 2 年オウム真理教波野村進出に関する事項

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 8 日告示第 450 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 425 号の 3）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日告示第 270 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 年 月 日告示第 号）

この告示は、平成 年 月 日から施行する。